

安芸市民会館大ホール空調用熱源機利用サービス提供業務仕様書

1 事業概要等

(1) 事業名

安芸市民会館大ホール空調用熱源機利用サービス契約

(2) 事業目的

本事業は、経年故障により能力が著しく低下している安芸市民会館大ホール用空調熱源設備の改修（現行熱源機は残置とし新たに熱源機を追加設置する）にあたり、民間事業者のノウハウの活用を図り、効率的かつ効果的に運用することで、維持管理を含む市の財源・業務負担を低減かつ平準化するものである。

(3) 提供内容及び数量

安芸市民会館大ホール空調用熱源機設備：空冷式ヒートポンプチラー60馬力 1台

配管・弁・操作リモコンなど付帯設備 一式

※上記設備設置に係る工事一式（設計含む）、機器の定期点検を含む。

※サービス終了後、設置した機器の撤去費用は市の負担とする。

※設置する熱源設備は電気式（EHP）とする。

※現行熱源機の改造・修理・点検等は含まない。

(4) 借入期間およびサービス料金の支払方法

- ・機器を稼働した月の翌月から6年間（72箇月）とする。
- ・サービス料金の支払方法については月払いとする。

(5) 対象施設

安芸市民会館（高知県安芸市矢ノ丸3丁目12番）

2 事業内容に関する事項

(1) 維持管理

事業者は、機器設置時の機能及び性能等を常に発揮できるよう最適な状態に保ち、利用者が安全かつ快適に利用できるような品質、水準を保持するための維持管理業務を行う。

ア 保守業務

性能の維持に必要となる一切の業務（サービス契約期間中は正常に稼働する状態を保つために必要な定期点検や設備保守管理業務は事業者の費用で実施する。ただし、故障修繕等が必要な場合の費用は市の負担とする。）

イ フロン排出抑制法に規定される簡易点検及び定期点検

サービス期間中はフロン排出抑制法への対応として、年4回の簡易点検及び、有資格者による3年に1回の定期点検を実施すること。また、点検整備記録簿を作成し、点検・修繕の都度、記録し保管すること。

ウ 自然災害発生時の対応

地震や風水害等の全ての自然災害による故障に対応すること。ただし、建物が大規模に損壊する等継続使用が困難な場合は解約とし、解約料と以降の料金については発生しないもの

とする。

エ サービス開始後に問題が発生した場合、迅速な対応が出来るよう連絡体制を整えること。

(2) 共通事項

ア 導入する機器は、運用にかかる費用の負担軽減や環境負荷の低減に貢献する機器性能上の配慮を行うこと。

イ 現場作業日、作業時間は、業務に影響のない範囲とし、騒音、振動のおそれのある作業は土日、祝日に行うこと。現場作業時間は原則、8時30分から17時までとする。

(3) 設置に関する事項

ア 既存建築物等の形状変更は最小限とする。

イ 既存設備等の形状変更は最小限とする。

ウ 機器の設置及び配線工事等の作業を行う際は危険防止対策を適切に行う。

エ 各種申請・届け出等は事業者が事業者の責任において速やかに行う。

オ 施設業務に支障のない範囲で、工事に必要な電気・水道・ガスを無償で利用できる。電気主任技術者の立会いに要する費用等は事業者の費用及び責任で行う。

カ 工事の安全確保については、常に工事の安全に留意し、現場管理を行い、事故の防止に努める。

3 その他

(1) 機器の使用に伴い、適切な使用方法について、契約担当者への取扱説明を実施すること。

(2) サービス期間の満了時において、市が使用の継続を求める場合は再サービスについて協議に応じること。

(3) 契約後、物件の設置場所の変更又は他の機器取り付け等を行う場合は、予め事業者と協議を行い、その費用は市が負担する。

以 上